

群馬大学大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会規程

平成 28. 9. 13 制定

改正 平成 30. 4. 1

(設 置)

第 1 条 群馬大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院の合同委員会として、群馬大学大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は、医学部附属病院で発生した腹腔鏡下肝切除術等の一連の事案に対し、学内外より寄せられた提言等を受け、医学系研究科及び医学部附属病院において必要とされる様々な改革を推進することを目的とする。

2 委員会は、前項の目的を達成するため、改革に必要な施策等について企画・立案する。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学部附属病院長
- (3) 医学系研究科副研究科長
- (4) 附属病院副病院長（医療安全担当及び看護部長）
- (5) 昭和地区事務部長
- (6) その他医学系研究科長又は附属病院長が必要と認める者 若干人

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 4 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第 5 条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会及び病院運営会議の議を経て、医学系研究科長が行う。

(雑 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。